

緊 急

令和2年4月14日

愛知中央 SR 経営労務センター
愛知中央 SR 建設安全協会
社会保険労務士会員 各位

愛知中央 SR 経営労務センター
会 長 田 中 洋

愛知中央 SR 経営労務センターの当面の業務対応について（お願い）

このことについて、緊急事態宣言に基づく緊急事態措置を実施すべき区域に「愛知県」が政府に要請し、令和2年4月10日に愛知県独自の緊急事態宣言を発出したことにより、下記のとおり対応することを三役会議で決定しましたので、会員の皆様には大変ご不便をおかけしますがご理解、ご協力をお願い申し上げます。

また、会員の皆様におかれましては、通常の業務の繁忙期であるにもかかわらず、労働保険事務処理の停滞を招くことも考えられますが、何とぞ本事情をご理解いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

1 来所の禁止（郵送による提出）

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から事務所への来所をご遠慮いただきますようお願いいたします。

「新規委託書類」、「委託解除書類」、「年度更新書類」（算定基礎賃金等の報告等）、は、郵送により提出をお願いいたします。

2 職員の時差出勤

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、時差出勤を開始いたしますので、16時以降は、職員が半減します。

このため、問い合わせ等については、早めの時間をお願いいたします。

3 「算定基礎賃金等の報告」の提出期限

原則、令和2年5月11日（月）の提出日にご協力をお願いいたします。

その後、変動しましたらご連絡いたします。